

板橋公園基本計画策定及び公民連携事業支援業務委託【公募型プロポーザル】
質問と回答

| 項番 | 題名 | 質問 | 回答 |
|----|-------------------------|---|---|
| 1 | 財務諸表(損益計算書、貸借対照表)について | 私ども一般社団法人●●●●は、令和4年に設立しました。弊社の代表理事が以前所属していた一般社団法人が公益社団法人へ移行するため、公園利活用、公民連携関係事業などの業務は、新たな一般社団法人を設立し、事業譲渡という形式で業務を移管することになりました。まだ、初回の決算(来年3月)を迎えていないため、決算書を含めて財務諸表を作成していない状況です。その場合は、どのように対応すれば、良いでしょうか？ | 特段の事情がある場合は、理由書(書式の指定はありません)と、関係書類をご提出ください。関係書類は譲渡された業務の契約書の写しや借入金の有無等についてわかる資料等、経営状態がわかるものがございましたらご提出ください。 |
| 2 | 法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)について | 内容に変更がないため、令和4年7月12日付のもので、大丈夫でしょうか？ | 内容に変更が無ければ大丈夫ですが、参加申込の時点で書類の内容が虚偽とならないよう、ご注意ください。 |
| 3 | 提案書のページ数について | 提案書はA4横書きで作成しますが、ページ数の上限は、ありますでしょうか？ | ページ数の上限は特にありませんが、2次審査は提案書のみを使用して説明していただきますので、過不足の無い分量で作成してください。 |
| 4 | 都市計画決定等の手続きについて | 板橋公園基本計画策定にあたり、都市計画決定等の手続きなどは、完了していると考えてよろしいでしょうか？ | 都市計画決定等の手続きはまだしておりません。板橋公園基本構想で記述していますが、敷地の拡張や道路の付替えを予定しております。仕様書に明記していませんが、都市計画関連手続の書類作成支援も業務に含まれているとお考え下さい。 |
| 5 | 提案書のサイズについて | 提案書は原則A4サイズと記載がありますが、一部A3版でも可能ですか。 | スケジュール表など、やむを得ない場合はA3としA4に織り込んで綴じてください。 |
| 6 | 審査項目について | 1次審査及び2次審査の項目が重複していますが、それぞれの段階で審査するのでしょうか。 | 参加申込数が6者以上の場合、上位5者にしぼるための1次審査項目です。参加申込数が5者以内の場合、1次審査は資格要件のみを審査します。 |
| 7 | プレゼンテーションについて | プレゼンテーションの参加人数に制限はございますでしょうか。また、発表者は特に指定されていないでしょうか。 | 1次審査通過者には参加人数等を通知しますが、感染対策から3名程度を想定しています。発表者についての指定はありませんが、実際に業務の担当を予定されている方をお願いいたします。 |
| 8 | 基本設計、実施設計のスケジュールについて | 第1回板橋公園のあり方検討委員会の資料2-1では、公園の基本設計・実施設計が令和5年度で設定されていますが、本業務完了後の令和7年度以降に実施される想定で宜しいでしょうか。 | あり方委員会の資料2-1は当時の予定です。現時点では基本設計と実施設計は、公民連携公募事業者決定後を想定しています。 |
| 9 | 公園供用開始について | 委託仕様書内に、「公民連携公募事業者決定(令和6年9月目途)」とありますが、現時点で、公園供用開始時期の想定があればご教示下さい。 | 令和8年度末頃を想定しています。 |
| 10 | 有識者を含む公募選定委員会について | 公募設置管理制度導入及び公民連携による管理運営制度導入について、有識者を含む選定委員会の設置は想定されますでしょうか。想定される場合、有識者委員の人数及び受託者による謝金・報酬負担有無についてご教示下さい。 | 外部選定委員を2名以上含む選定委員会の設置を想定していますが、人数は公募の内容により考えていきます。報酬費は区が負担します。 |
| 11 | 提出書類の綴り方について | 提出書類のうち、正副それぞれの綴り方について、「ホッチキス留め」や「クリップ留め」等ご指定があればご教示下さい。 | 見やすいようにしていただければ、特に指定はありません。 |
| 12 | 業務実績票について | 募集要項 提出書類一覧にて社名の記載指示を受けておりますが、業務実績票(様式2)内に社名の記載欄がありませんでした。欄外に記載させて頂くことで宜しいでしょうか。 | 社名記載1部については、欄外に記載していただいてもかまいませんが、無記名9部については記載しないでください。 |
| 13 | 実績業務における住民合意形成の評価について | 別表1(第5条関係) 1次審査表(審査項目及び審査基準) 項番4 受注実績、担当実績【重要項目②】より 平成29年4月1日から令和4年3月31日の間で、官公庁発注の「公園整備基本計画策定業務」または「公園整備に伴う公民連携事業公募支援業務」と同一案件の受注実績の有無(主任技術者の担当実績も含む)とありますが、募集要項と業務実績票(様式2)に記載されている「公園整備に伴う住民合意形成業務」が抜けておりました。同一案件の評価は3分野で実施される認識で宜しいでしょうか。 | 住民合意形成については、主に基本計画策定業務に含まれるものと考え評価を想定しておりますが、実績業務の内容に応じて評価させていただきます。業務実績票の概要説明欄に詳細をご記入ください。 |
| 14 | 法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)について | 法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)は写しの提出とさせて頂いても宜しいでしょうか。 | 写しで大丈夫ですが、必要に応じて原本を確認させていただく場合がございます。 |
| 15 | 審査結果通知送付用封筒について | 審査結果通知送付用封筒についてサイズ等の指定を受けていますが、追跡確認機能のあるレターパックを用いても宜しいでしょうか。 | 申し訳ございませんが、指定の封筒をお願いいたします。審査結果は板橋区ホームページでも公表いたします。 |
| | 以下余白 | | |